



# 宮 崎 県 公 報

平成19年3月1日(木曜日) 第 1858 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

## 目 次

### 規 則

○宮崎県における事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則…………… (行政経営課) 1

### 告 示

- 廃置分合に伴う人口…………… (市町村課) 1
- 道路の区域の変更 (2 件) …………… (道路保全課) 1
- 道路の供用の開始 (2 件) …………… ( " ) 2
- 車両制限令第 3 条第 1 項第 2 号イに定める道路の指定…………… ( " ) 2
- 車両制限令第 3 条第 1 項第 3 号に定める道路の指定及び同令第 10 条第 1 項に定める通行方法… ( " ) 2
- 過疎地域自立促進特別措置法に基づく市町村道に関する工事の完了…………… ( " ) 3
- 廃川敷地等の公示…………… (河川課) 3

○土砂災害警戒区域の指定 (2 件) …………… (砂防課) 3

### 公 告

- 大規模小売店舗の新設に関する届出…………… (地域産業振興課) 4
- 大規模小売店舗の変更に関する届出に対する市町村の意見 (4 件) …………… ( " ) 4
- 技能検定の実施…………… (労働政策課) 5
- 技能検定 (随時実施 3 級) の実施…………… ( " ) 7
- 技能検定 (基礎 1 級及び基礎 2 級) の実施…………… ( " ) 8
- 県営土地改良事業計画の変更…………… (農村整備課) 9
- 県営土地改良事業に係る換地処分 (2 件) …… ( " ) 9
- 市町村営土地改良事業に係る土地改良事業計画の変更協議の適当の決定…………… ( " ) 9
- 建設業法に基づく建設業者の許可取消し…………… (管理課) 9

### 病 院 局 公 告

○落札者等の公告 (2 件) ……………10

### 正 誤

○平成17年8月22日付け県公報 (第1703号) 中……………10

## 規 則

宮崎県における事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月一日

宮崎県知事 東国原 英 夫

### 宮崎県規則第五号

#### 宮崎県における事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県における事務処理の特例に関する条例施行規則 (平成十一年宮崎県規則第二十号) の一部を次のように改正する。

第四条の表中六の項を七の項とし、二の項から五の項までを一項ずつ繰り下げ、一の項の次に次のように加える。

一 条例別表十四の七の項に規定する規則で別に規則で定めるもの	宮崎県心身障害者扶養共済制度条例施行規則 (昭和四十五年宮崎県規則第三十号)
--------------------------------	--

### 附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

## 告 示

### 宮崎県告示第 181号

平成19年3月31日から東臼杵郡北川町を廃し、その区域を延岡市に編入することに伴う、地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第 176条第 1 項第 1 号及び第 177条第 1 項第 1 号の規定による東臼杵郡及び延岡市の人口は、次のとおりである。

平成19年3月1日

宮崎県知事 東国原 英 夫

東臼杵郡	31,678人
延岡市	135,182人

### 宮崎県告示第 182号

道路法 (昭和27年法律第 180号) 第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成19年3月1日から平成19年3月15日まで宮崎県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年3月1日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
42	県道	都城野尻線	都城市高崎町江平字坂元 807番 2	旧	9.0 ~ 16.2	127.0
			地先から同市同町江平同字 811番 1 地先まで	新	9.0 ~ 16.2 11.0 ~ 21.0	127.0 118.0

### 宮崎県告示第 183号

道路法 (昭和27年法律第 180号) 第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成19年3月1日から平成19年3月15日まで宮崎県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年3月1日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
361	県道	綾法ヶ岳線	東諸県郡綾町大字北俣字小田爪4095番1地先から同郡同町同大字字畑ヶ迫3979番1地先まで	旧	4.6 ~ 15.2	453.4
				新	9.2 ~ 29.0	453.4

**宮崎県告示第 184号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成19年3月1日から平成19年3月15日まで宮崎県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年3月1日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
42	県道	都城野尻線	都城市高崎町江平字坂元 807番2地先から同市同町江平同字 811番1地先まで	平成19年3月1日

**宮崎県告示第 185号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成19年3月1日から平成19年3月15日まで宮崎県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年3月1日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
361	県道	綾法ヶ岳線	東諸県郡綾町大字北俣字小田爪4095番1地先	平成19年3月1日

			から同郡同町同大字字畑ヶ迫3979番1地先まで
--	--	--	-------------------------

**宮崎県告示第 186号**

車両制限令（昭和36年政令第 265号）第 3 条第 1 項第 2 号イの規定により、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を次のとおり指定する。

平成19年3月1日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 指定する道路の路線名及び区間

路 線 名	区 間
一般国道 218号	延岡市舞野町1472番 3 地先から同市高野町67番40地先まで
県道日知屋財光寺線	日向市大字日知屋字古田町60番 4 地先から同市大字財光寺1817番 1 地先まで

2 指定する期日

平成19年4月1日

**宮崎県告示第 187号**

車両制限令（昭和36年政令第 265号）第 3 条第 1 項第 3 号の規定により、通行する車両の高さの最高限度が 4.1メートルである道路を次のとおり指定し、併せて、同令第10条第 1 項の規定により、当該道路を通行する高さが 3.8メートルを超え 4.1メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

平成19年3月1日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 指定する道路の路線名及び区間

路 線 名	区 間
一般国道 218号	延岡市舞野町1472番 3 地先から同市高野町67番40地先まで
一般国道 222号	日南市春日町 1 番地先から同市中央通 2 丁目 9 番 3 地先まで
一般国道 269号	都城市今町7855番 5 地先から同市大岩田町5303番 8 地先まで
県道日知屋財光寺線	日向市亀崎東 4 丁目43番地先から同市大字財光寺1817番 1 地先まで

2 指定する期日

平成19年4月1日

3 通行方法

1 に掲げる道路を通行する高さが 3.8メートルを超え 4.1メー

トル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

(1) 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵す恐れがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識、樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

(2) 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせるとともに、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

(3) 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上、走行すること。

宮崎県告示第 188号

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第14条第1項の規定により施行している市町村道に関する工事を次のとおり完了する。

平成19年3月1日

宮崎県知事 東国原 英 夫

市町村名	路線名	工事区間	工事の種類	工事の完了の日
延岡市	笠下松瀬線	延岡市北方町笠下字瀬口寅 925番 2地先から同市同町笠下字小伊木原寅 561番 13地先まで	改築	平成19年3月25日

宮崎県告示第 189号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり公示する。

なお、関係図面は、宮崎県土木部河川課及び宮崎県西臼杵支庁土木課において一般の縦覧に供する。

平成19年3月1日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 河川の名称  
一級河川五ヶ瀬川水系下野川
- 廃川敷地等が生じた年月日  
平成19年3月1日
- 廃川敷地等の位置  
西臼杵郡高千穂町大字下野字大神野 699番4地先から  
西臼杵郡高千穂町大字下野字大神野 705番2地先まで

4 廃川敷地等の種類及び数量

土地 423.69㎡

宮崎県告示第 190号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成19年3月1日

宮崎県知事 東国原 英 夫

市町村名	地区名	土砂災害警戒区域の箇所（溪流）番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
串間市	大平 1	I-1-0402	急傾斜地の崩壊
	高丸	I-1-0403	急傾斜地の崩壊
	大平 2	I-1-0404	急傾斜地の崩壊
	中原	I-1-0405	急傾斜地の崩壊
	田之野 1	I-1-0406	急傾斜地の崩壊
	田之野 2	I-1-0407	急傾斜地の崩壊
	紺部ヶ野	I-1-2060	急傾斜地の崩壊
	末広	II-1-0408	急傾斜地の崩壊
	大平 4	II-1-4757	急傾斜地の崩壊
	大平 5	II-1-4758	急傾斜地の崩壊
	鯛取 1	I-1-0423	急傾斜地の崩壊
	倉掛	I-1-0424	急傾斜地の崩壊
	秋山	I-1-0425	急傾斜地の崩壊
	山下	I-1-0427	急傾斜地の崩壊
	鯛取 2	I-2-0031	急傾斜地の崩壊
	小城ノ久保	I-1-0426	急傾斜地の崩壊
	小城ノ久保1	II-1-4720	急傾斜地の崩壊
	倉掛 1	II-1-4762	急傾斜地の崩壊
	倉掛 2	II-1-4763	急傾斜地の崩壊
	田之野谷川	03-2071-14	土石流
下大平谷川	03-2071-15	土石流	
上原谷川 1	03-2071-19	土石流	
鯛取谷川	03-2071-20	土石流	
鶴田谷川	03-2072-15	土石流	

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県土木部砂防課及び串間土木事務所へ備えおいて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 191号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成19年3月1日

宮崎県知事 東国原 英 夫

市町村名	地 区 名	土砂災害警戒区域 の箇所(溪流)番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種 類
延 岡 市	下曾木第 1	I-1-1683	急傾斜地の崩壊
	下曾木第 2	I-1-1684	急傾斜地の崩壊
	角 田 第 4	II-1-8469	急傾斜地の崩壊
	角 田 第 5	II-1-7749	急傾斜地の崩壊
	足 鍋 第 1	II-1-2223	急傾斜地の崩壊
	足 鍋 第 2	II-1-7639	急傾斜地の崩壊
北 川 町	山 下 第 1	I-1-1722	急傾斜地の崩壊
	山 下 第 2	I-1-1723	急傾斜地の崩壊
	新 道 - 1	II-1-7756	急傾斜地の崩壊
	新 道 - 2	II-1-7757	急傾斜地の崩壊
	新 道 - 3	II-1-7758	急傾斜地の崩壊
	新 道 - 4	II-1-7759	急傾斜地の崩壊
	新 道 - 5	II-1-7760	急傾斜地の崩壊
	新 道 - 6	II-1-7761	急傾斜地の崩壊
	新 道 - 7	II-2-0422	急傾斜地の崩壊
新 道 - 8	II-1-7762	急傾斜地の崩壊	
新 道 - 9	II-1-7763	急傾斜地の崩壊	

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県土木部砂防課及び延岡土木事務所に備えおいて縦覧に供する。)

## 公 告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成19年3月1日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
スーパードラッグコスモス志比田店  
都城市志比田町5625番1 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野正晃  
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
- 3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野正晃  
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
平成19年10月17日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
1,135㎡
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の位置及び収容台数  
建物北側及び西側 37台

- (2) 駐輪場の位置及び収容台数  
建物北側 11台、建物敷地南側 23台 合計 34台
  - (3) 荷さばき施設の位置及び面積  
建物北側 50㎡
  - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量  
建物内東側 11.37㎡
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後9時45分
  - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前9時30分～午後10時
  - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置  
建物敷地北側 1箇所
  - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前6時～午後10時
- 8 届出年月日  
平成19年2月16日
- 9 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間
- (1) 場所  
宮崎県商工観光労働部地域産業振興課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南商工労政事務所、宮崎県都城商工労政事務所及び宮崎県延岡商工労政事務所
  - (2) 期間  
平成19年3月1日から平成19年7月2日まで
- 10 意見書の提出先及び期間
- (1) 提出先  
宮崎県商工観光労働部地域産業振興課
  - (2) 期間  
平成19年3月1日から平成19年7月2日まで
- 11 意見書の記載事項
- 意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。
- 
- 大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により、宮崎市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。
- 平成19年3月1日
- 宮崎県知事 東国原 英 夫
- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ヤマダ電機テックランド宮崎本店PC館  
宮崎市新別府町城元 255番1 外
  - 2 意見の概要
    - (1) 当該施設の増築は、「宮崎市都市景観条例」、「宮崎市緑のまちづくり条例」が適用されますので手続きを行うこと。  
また、当該施設の屋外広告物について、「宮崎市屋外広告物条例」に基づく許可申請がなされていないものがありますので、法令を遵守し規定による手続きを行うこと。
  - 3 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間
    - (1) 場所  
宮崎県商工観光労働部地域産業振興課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南商工労政事務所、宮崎県都城商工労政事務所



及び宮崎県延岡商工労政事務所

## (2) 期間

平成19年3月1日から平成19年4月2日まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により、宮崎市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成19年3月1日

宮崎県知事 東国原 英 夫

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ショッピングプラザ・ピースタウン

宮崎市下北方町平田 903番 3 外

## 2 意見の概要

(1) 当該施設の駐車場における、「夜間」の騒音レベルの最大値が、3地点で基準値を超過する結果となっている。現時点では、住居等に対する影響がないため問題ないが、今後、周辺環境の変化に十分注意し適切な措置を行うこと。

(2) 当該施設には、圧縮機出力が「騒音規制法」、「宮崎市公害防止条例」に定める定格出力を超える機器があるため、騒音規制法第6条及び市条例18条の規定による手続きを行うこと。

(3) 県道からの出入り口は、駐車場内に駐車待ちスペースを確保すると共に出入り口において常時交通整理員の配置を行うこと。

(4) 駐車場N o 2への誘導方法を万全とし、また、繁忙時には職員駐車場の有効利用を図ること。

## 3 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

## (1) 場所

宮崎県商工観光労働部地域産業振興課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南商工労政事務所、宮崎県都城商工労政事務所及び宮崎県延岡商工労政事務所

## (2) 期間

平成19年3月1日から平成19年4月2日まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により、宮崎市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成19年3月1日

宮崎県知事 東国原 英 夫

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

宮崎山形屋

宮崎市橋通東三丁目 4 番12号

## 2 意見の概要

特になし

## 3 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

## (1) 場所

宮崎県商工観光労働部地域産業振興課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南商工労政事務所、宮崎県都城商工労政事務所及び宮崎県延岡商工労政事務所

## (2) 期間

平成19年3月1日から平成19年4月2日まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により、宮崎市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成19年3月1日

宮崎県知事 東国原 英 夫

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

宮交シティ（宮崎ショッピングプラザ）

宮崎市大淀四丁目7番30号

## 2 意見の概要

特になし

## 3 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

## (1) 場所

宮崎県商工観光労働部地域産業振興課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南商工労政事務所、宮崎県都城商工労政事務所及び宮崎県延岡商工労政事務所

## (2) 期間

平成19年3月1日から平成19年4月2日まで

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第46条第2項の規定により、平成19年度技能検定試験（前期）を次のとおり実施する。

平成19年3月1日

宮崎県知事 東国原 英 夫

## 1 実施職種

## (1) 1級及び2級

園芸装飾（室内園芸装飾作業）、造園（造園工事作業）、機械加工（普通旋盤作業、フライス盤作業、平面研削盤作業、ラップ盤作業、数値制御旋盤作業、数値制御フライス盤作業）、放電加工（ワイヤ放電加工作業）、鉄工（製缶作業、構造物鉄工作業）、建築板金（内外装板金作業、ダクト板金作業）、仕上げ（金型仕上げ作業、機械組立仕上げ作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、電気機器組立て（配電盤・制御盤組立て作業）、建設機械整備（建設機械整備作業）、婦人子供服製造（婦人子供注文服製作作業）、家具製作（家具手加工作業）、建具製作（木製建具手加工作業、木製建具機械加工作業）、プラスチック成形（射出成形作業）、とび（とび作業）、左官（左官作業）、タイル張り（タイル張り作業）、畳製作（畳製作作業）、防水施工（ウレタンゴム系塗膜防水工事作業、アクリルゴム系塗膜防水工事作業、シーリング防水工事作業、FRP防水工事作業）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業）、熱絶縁施工（保温保冷工事作業）、サッシ施工（ビル用サッシ施工作業）、表装（表具作業、壁装作業）、塗装（建築塗装作業、金属塗装作業）、フラワー装飾（フラワー装飾作業）

## (2) 3級

園芸装飾（室内園芸装飾作業）、造園（造園工事作業）、機械加工（普通旋盤作業、フライス盤作業、平面研削盤作業、数値制御旋盤作業）、機械保全（機械系保全作業、電気系保全作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、フラワー装飾（フラワー装飾作業）

## (3) 単一等級

路面標示施工（溶融ペイントハンドマーカー工事作業）

## 2 実施等級等

1級、2級、3級及び単一等級（各等級の実施職種は、前記1のとおりとする。）

## 3 技能検定試験の実施期日及び実施場所等

## (1) 実技試験

ア 実施期日

実技試験は、平成19年6月11日（月曜日）から平成19年9

月16日(日曜日)までの間において、宮崎県職業能力開発協会が別途指定する日に行う。

イ 実施場所

実技試験の実施場所は、宮崎県職業能力開発協会から別途通知する。

ウ 手数料

実技試験の手数料は、次のとおりとする。

検 定 職 種	手 数 料
園芸装飾、造園、機械加工、放電加工、鉄工、建築板金、仕上げ、電子機器組立て、電気機器組立て、建設機械整備、家具製作、建具製作、プラスチック成形、とび、左官、タイル張り、畳製作、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、塗装、路面標示施工、フラワー装飾	15,700円
婦人子供服製造	13,000円

高等学校、専修学校、各種学校の在校生が3級実技試験を受検する場合の手数料は、次のとおりとする。

検 定 職 種	手 数 料
園芸装飾、造園、機械加工、機械保全、電子機器組立て、フラワー装飾	10,500円

エ 問題の公表

実技試験問題は、平成19年6月4日(月曜日)以降に、あらかじめ受検申請者に公表する。ただし、一部の検定職種については、問題の全部又は一部を公表しない。

(2) 学科試験

ア 実施期日

学科試験の実施期日は、次のとおりとする。

検 定 職 種	実施期日
園芸装飾、造園、機械加工、機械保全、電子機器組立て、フラワー装飾	平成19年7月29日 (日曜日) 3級の職種が対象
造園、プラスチック成形、とび、防水施工、サッシ施工、塗装	平成19年8月26日 (日曜日) 3級以外の職種
機械加工、鉄工、電子機器組立て、建設機械整備、婦人子供服製造、家具製作、建具製作、左官、畳製作、内装仕上げ施工	平成19年9月2日 (日曜日) 3級以外の職種
園芸装飾、放電加工、建築板金、仕上げ、電気機器組立て、タイ	平成19年9月9日 (日曜日)

ル張り、熱絶縁施工、表装、フラワー装飾、路面標示施工	3級以外の職種
----------------------------	---------

イ 実施場所

学科試験の実施場所は、宮崎県職業能力開発協会から別途通知する。

ウ 手数料

全職種 3,100円

4 受検申請の手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

(2) 提出先

宮崎県職業能力開発協会

(3) 受付期間

平成19年4月3日(火曜日)から平成19年4月13日(金曜日)まで

(4) 受検申請に関する注意事項

ア 申請書の用紙及び受検案内は、宮崎県商工観光労働部労働政策課、県立産業技術専門校及び宮崎県職業能力開発協会に交付する。

イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること。

なお、試験の免除を受けようとするときは、その資格を証する書面を同封すること。郵送による申請書は、受付期間内の消印のあるものに限り、受け付ける。

5 手数料の納付方法

(1) 実技試験の手数料の額(前記3の(1)ウに定められた額)及び学科試験の手数料の額(3,100円)を申請書に添えて納付すること。

(2) 手数料は、現金又は銀行振込で納入すること。

(3) 実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料の納付は要しない。

(4) 申請書を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも、手数料は返還しない。

6 合格の発表等

(1) 実技試験又は学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、宮崎県職業能力開発協会が合格発表日後に書面で通知する。

(2) 技能検定合格者の発表

技能検定合格者の受検番号は、3級については平成19年8月28日(火曜日)その他については、平成19年10月10日(水曜日)県庁本館前掲示板に公示する。

(3) 技能検定合格証書等の交付

1級及び単一等級の技能検定の合格者には厚生労働大臣名の、2級及び3級の技能検定の合格者には知事名の合格証書を交付する。また、このほか、厚生労働大臣から1級の技能検定の合格者には1級技能士章を、2級の技能検定の合格者には2級技能士章を、3級の技能検定の合格者には3級技能士章を、単一等級の技能検定の合格者には単一等級技能士章をそれぞれ交付する。

7 その他

技能検定について不明な点は、宮崎県商工観光労働部労働政策

課又は宮崎県職業能力開発協会に問い合わせること。

宮崎県商工観光労働部労働政策課

所在地 宮崎市橋通東 2 丁目10番 1 号 (県庁 8 号館 3 階)

電 話 0985 (26) 7107

宮崎県職業能力開発協会

所在地 宮崎市学園木花台西 2 丁目 4 番地 3

電 話 0985 (58) 1570

職業能力開発促進法 (昭和44年法律第64号) 第46条第 2 項の規定により、平成19年度技能検定試験 (随時実施 3 級) を次のとおり実施する。

平成19年 3 月 1 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

### 1 実施職種

さく井 (パークッション式さく井工事作業、ロータリー式さく井工事作業)、鋳造 (鋳鉄鋳物鋳造作業、銅合金鋳物鋳造作業、軽合金鋳物鋳造作業)、鍛造 (ハンマ型鍛造作業、プレス型鍛造作業)、機械加工 (普通旋盤作業、フライス盤作業)、金属プレス加工 (金属プレス作業)、鉄工 (構造物鉄工作業)、建築板金 (ダクト板金作業)、工場板金 (機械板金作業)、めっき (電気めっき作業、溶融亜鉛めっき作業)、アルミニウム陽極酸化処理 (陽極酸化処理作業)、仕上げ (治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業、機械組立仕上げ作業)、機械検査 (機械検査作業)、ダイカスト (ホットチャンバダイカスト作業、コールドチャンバダイカスト作業)、機械保全 (機械系保全作業)、電子機器組立て (電子機器組立て作業)、電気機器組立て (回転電機組立て作業、変圧器組立て作業、配電盤・制御盤組立て作業、開閉制御器具組立て作業、回転電機巻線製作作業)、プリント配線板製造 (プリント配線板設計作業、プリント配線板製造作業)、冷凍空気調和機器施工 (冷凍空気調和機器施工作業)、染色 (糸浸染作業、織物・ニット浸染作業)、ニット製品製造 (丸編みニット製造作業、靴下製造作業)、婦人子供服製造 (婦人子供既製服製造作業)、紳士服製造 (紳士既製服製造作業)、寝具製作 (寝具製作作業)、帆布製品製造 (帆布製品製造作業)、布はく縫製 (ワイシャツ製造作業)、家具製作 (家具手加工作業)、建具製作 (木製建具手加工作業)、印刷 (オフセット印刷作業)、製本 (書籍製本作業、雑誌製本作業、商業印刷物製本作業)、プラスチック成形 (圧縮成形作業、射出成形作業、インフレーション成形作業)、強化プラスチック成形 (手積み積層成形作業)、石材施工 (石材加工作業、石張り作業)、ハム・ソーセージ・ベーコン製造 (ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業)、水産練り製品製造 (かまぼこ製品製造作業)、建築大工 (大工工事作業)、かわらぶき (かわらぶき作業)、とび (とび作業)、左官 (左官作業)、タイル張り (タイル張り作業)、配管 (建築配管作業、プラント配管作業)、型枠施工 (型枠工事作業)、鉄筋施工 (鉄筋組立て作業)、コンクリート圧送施工 (コンクリート圧送工事作業)、防水施工 (シーリング防水工事作業)、内装仕上げ施工 (プラスチック系床仕上げ工事作業、カーペット系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業、カーテン工事作業)、熱絶縁施工 (保温保冷工事作業)、サッシ施工 (ビル用サッシ施工作業)、ウエルポイント施工 (ウエルポイント工事作業)、表装 (壁装作業)、塗装 (建築塗装作業、金属塗装作業、鋼橋塗装作業、噴霧塗装作業)、工業包装 (工業包装作業)

### 2 実施等級等

前記 1 に掲げる職種の実施等級は 3 級とし、検定試験は実技試験及び学科試験によって行う。

### 3 受検資格

随時実施 3 級の技能検定を受検できる者は、前記 1 に掲げる職種の基礎 1 級又は基礎 2 級技能検定に合格した者とする。

なお、基礎 1 級又は基礎 2 級技能検定に合格した者は、前期及び後期における 3 級技能検定は受検できないこととする。

### 4 技能検定試験の実施期日及び実施場所等

#### (1) 実技試験

##### ア 実施期日

実技試験は、平成19年 4 月 1 日 (日曜日) から平成20年 3 月31日 (月曜日) までの間において、宮崎県職業能力開発協会が別途指定する日に行う。

##### イ 実施場所

実技試験の実施場所は、宮崎県職業能力開発協会から別途通知する。

##### ウ 手数料

実技試験の手数料は、次のとおりとする。

検 定 職 種	手 数 料
さく井、鋳造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウエルポイント施工、表装、塗装、工業包装	15,700円
機械検査、婦人子供服製造	13,000円

#### エ 問題の公表

実技試験問題は、あらかじめ受検申請者に公表する。ただし、一部の検定職種については、問題の全部又は一部を公表しない。

#### (2) 学科試験

##### ア 実施期日

学科試験は、平成19年 4 月 1 日 (日曜日) から平成20年 3 月31日 (月曜日) までの間において、宮崎県職業能力開発協会が別途指定する日に行う。

##### イ 実施場所

学科試験の実施場所は、宮崎県職業能力開発協会から別途通知する。

##### ウ 手数料



- 全職種 3,100円
- 5 受検申請の手続
- (1) 提出書類  
技能検定受検申請書 (以下「申請書」という。)
- (2) 提出先  
宮崎県職業能力開発協会
- (3) 受付期間  
平成19年4月1日 (日曜日) から平成20年3月31日 (月曜日) まで
- (4) 受検申請に関する注意事項
- ア 申請書の用紙は、宮崎県職業能力開発協会で作付する。  
なお、申請書の用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書きし、返信用封筒 (あて先を明記し、140円切手をはったもの) を同封すること。
- イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること。

- 6 手数料の納付方法  
実技試験の手数料の額 (前記4の(1)ウに定められた額) 及び学科試験の手数料の額 (3,100円) を申請書に添えて納付すること。

- 7 合格の発表等
- (1) 実技試験又は学科試験の可否通知  
実技試験又は学科試験の可否結果については、宮崎県職業能力開発協会が書面で通知する。
- (2) 技能検定合格証書の交付  
随時実施3級の技能検定の合格者には、知事名の合格証書を交付する。

- 8 その他  
前期及び後期における3級技能検定と随時実施における3級技能検定は、同等・同一のものであるが、随時実施3級の技能検定は、外国人の技能実習制度に係る研修成果の評価及び修得技能の認定を目的とする。
- なお、随時実施3級の技能検定について不明な点は、宮崎県商工観光労働部労働政策課又は宮崎県職業能力開発協会に問い合わせること。

宮崎県商工観光労働部労働政策課  
所在地 宮崎市橘通東2丁目10番1号 (県庁8号館3階)  
電 話 0985 (26) 7107

宮崎県職業能力開発協会  
所在地 宮崎市学園木花台西2丁目4番地3  
電 話 0985 (58) 1570

職業能力開発促進法 (昭和44年法律第64号) 第46条第2項の規定により、平成19年度技能検定試験 (基礎1級及び基礎2級) を次のとおり実施する。

平成19年3月1日  
宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 実施職種  
さく井 (パーカッション式さく井工事作業、ロータリー式さく井工事作業)、鋳造 (鋳鉄鋳物鋳造作業、銅合金鋳物鋳造作業、軽合金鋳物鋳造作業)、鍛造 (ハンマ型鍛造作業、プレス型鍛造作業)、機械加工 (普通旋盤作業、フライス盤作業)、金属プレス加工 (金属プレス作業)、鉄工 (構造物鉄工作業)、建築板金 (ダクト板金作業)、工場板金 (機械板金作業)、めっき (電気めっき作業、溶融亜鉛めっき作業)、アルミニウム陽極酸化処理

- (陽極酸化処理作業)、仕上げ (治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業、機械組立仕上げ作業)、機械検査 (機械検査作業)、ダイカスト (ホットチャンバダイカスト作業、コールドチャンバダイカスト作業)、機械保全 (機械系保全作業)、電子機器組立て (電子機器組立て作業)、電気機器組立て (回転電機組立て作業、変圧器組立て作業、配電盤・制御盤組立て作業、開閉制御器具組立て作業、回転電機巻線製作作業)、プリント配線板製造 (プリント配線板設計作業、プリント配線板製造作業)、冷凍空調和機器施工 (冷凍空調和機器施工作業)、染色 (糸浸染作業、織物・ニット浸染作業)、ニット製品製造 (丸編みニット製造作業、靴下製造作業)、婦人子供服製造 (婦人子供既製服製造作業)、紳士服製造 (紳士既製服製造作業)、寝具製作 (寝具製作作業)、帆布製品製造 (帆布製品製造作業)、布はく縫製 (ワイシャツ製造作業)、家具製作 (家具手加工作業)、建具製作 (木製建具手加工作業)、印刷 (オフセット印刷作業)、製本 (書籍製本作業、雑誌製本作業、商業印刷物製本作業)、プラスチック成形 (圧縮成形作業、射出成形作業、インフレーション成形作業)、強化プラスチック成形 (手積み積層成形作業)、石材施工 (石材加工作業、石張り作業)、ハム・ソーセージ・ベーコン製造 (ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業)、水産練り製品製造 (かまぼこ製品製造作業)、建築大工 (大工工事作業)、かわらぶき (かわらぶき作業)、とび (とび作業)、左官 (左官作業)、タイル張り (タイル張り作業)、配管 (建築配管作業、プラント配管作業)、型枠施工 (型枠工事作業)、鉄筋施工 (鉄筋組立て作業)、コンクリート圧送施工 (コンクリート圧送工事作業)、防水施工 (シーリング防水工事作業)、内装仕上げ施工 (プラスチック系床仕上げ工事作業、カーペット系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業、カーテン工事作業)、熱絶縁施工 (保温保冷工事作業)、サッシ施工 (ビル用サッシ施工作業)、ウェルポイント施工 (ウェルポイント工事作業)、表装 (壁装作業)、塗装 (建築塗装作業、金属塗装作業、鋼橋塗装作業、噴霧塗装作業)、工業包装 (工業包装作業)

- 2 実施等級等  
技能検定は、前記1に掲げる検定職種について基礎1級及び基礎2級に区分し、実技試験及び学科試験によって行う。

- 3 技能検定試験の実施期日及び実施場所等

- (1) 実技試験
- ア 実施期日  
実技試験は、平成19年4月1日 (日曜日) から平成20年3月31日 (月曜日) までの間において、宮崎県職業能力開発協会が別途指定する日に行う。

- イ 実施場所  
実技試験の実施場所は、宮崎県職業能力開発協会から別途通知する。

- ウ 手数料  
実技試験の手数料は、次のとおりとする。

検 定 職 種	手 数 料
さく井、鋳造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線	15,700円



<p>板製造、冷凍空調和機器施工、染色、ニット製品製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウェルポイント施工、表装、塗装、工業包装</p>		<p>7 その他 基礎 1 級及び基礎 2 級の技能検定は、外国人の技能実習制度に係る研修成果の評価及び修得技能の認定に活用する。 なお、基礎 1 級及び基礎 2 級の技能検定について不明な点は、宮崎県商工観光労働部労働政策課又は宮崎県職業能力開発協会に問い合わせること。 宮崎県商工観光労働部労働政策課 所在地 宮崎市橋通東 2 丁目 10 番 1 号 (県庁 8 号館 3 階) 電 話 0985 (26) 7107 宮崎県職業能力開発協会 所在地 宮崎市学園木花台西 2 丁目 4 番地 3 電 話 0985 (58) 1570</p>
<p>機械検査、婦人子供服製造</p>	<p>13,000円</p>	
<p>エ 問題の公表 実技試験問題は、あらかじめ受検申請者に公表する。ただし、一部の検定職種については、問題の全部又は一部を公表しない。</p>	<p>土地改良法 (昭和 24 年法律第 195 号) 第 87 条の 3 第 1 項の規定により、下鶴・竹鳩地区県営土地改良事業 (高鍋町・木城町、水田農業経営確立排水対策特別事業) に係る土地改良事業計画を変更する。 なお、関係書類を次のとおり縦覧する。 平成 19 年 3 月 1 日 宮崎県知事 東国原 英 夫</p>	
<p>(2) 学科試験 ア 実施期日 学科試験は、平成 19 年 4 月 1 日 (日曜日) から平成 20 年 3 月 31 日 (月曜日) までの間において、宮崎県職業能力開発協会が別途指定する日に行う。</p>	<p>1 縦覧に供する書類 変更に係る土地改良事業計画書写し 2 縦覧期間 平成 19 年 3 月 1 日から平成 19 年 3 月 30 日まで 3 縦覧場所 高鍋町役場及び木城町役場</p>	
<p>イ 実施場所 学科試験の実施場所は、宮崎県職業能力開発協会から別途通知する。 ウ 手数料 全職種 3,100円</p>	<p>土地改良法 (昭和 24 年法律第 195 号) 第 89 条の 2 第 9 項の規定により、酒谷地区川辺ヶ野換地区県営土地改良事業 (日南市、県営中山間地域総合整備事業) に係る換地処分をした。 平成 19 年 3 月 1 日 宮崎県知事 東国原 英 夫</p>	
<p>4 受検申請の手続 (1) 提出書類 技能検定受検申請書 (以下「申請書」という。) (2) 提出先 宮崎県職業能力開発協会 (3) 受付期間 平成 19 年 4 月 1 日 (日曜日) から平成 20 年 3 月 31 日 (月曜日) まで</p>	<p>土地改良法 (昭和 24 年法律第 195 号) 第 89 条の 2 第 9 項の規定により、弥五郎地区横松換地区県営土地改良事業 (都城市、県営中山間地域総合整備事業) に係る換地処分をした。 平成 19 年 3 月 1 日 宮崎県知事 東国原 英 夫</p>	
<p>(4) 受検申請に関する注意事項 ア 申請書の用紙は、宮崎県職業能力開発協会で作成する。 なお、申請書の用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書きし、返信用封筒 (あて先を明記し、140円切手をはったもの) を同封すること。 イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること。</p>	<p>土地改良法 (昭和 24 年法律第 195 号) 第 96 条の 3 第 5 項において準用する同法第 48 条第 9 項及び同項において準用する同法第 8 条第 1 項の規定により、国富町が行う土地改良事業 (若宮地区、基盤整備促進事業) に係る土地改良事業計画の変更の協議を適当と決定した。 なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。 平成 19 年 3 月 1 日 宮崎県知事 東国原 英 夫</p>	
<p>5 手数料の納付方法 実技試験の手数料の額 (前記 3 の (1)ウ に定められた額) 及び学科試験の手数料の額 ( 3,100円) を申請書に添えて納付すること。</p>	<p>1 縦覧に供する書類 決定に係る土地改良事業計画書写し 2 縦覧期間 平成 19 年 3 月 1 日から平成 19 年 3 月 30 日まで 3 縦覧場所 国富町役場</p>	
<p>6 合格の発表等 (1) 実技試験又は学科試験の可否通知 実技試験又は学科試験の可否結果については、宮崎県職業能力開発協会が書面で通知する。 (2) 技能検定合格証書の交付 基礎 1 級及び基礎 2 級の技能検定の合格者には、知事名の合格証書を交付する。</p>	<p>建設業法 (昭和 24 年法律第 100 号) 第 29 条の 2 第 1 項の規定によ</p>	

り、建設業者の許可を次のとおり取り消した。

平成19年3月1日

宮崎県知事 東国原 英 夫

処分を受けた建設業者				処分の内容		処分の原因となつた事実	処分をした年月日
許可番号	商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業所の所在地	許可の区分	取り消した業種		
宮崎県知事許可(般-14)第492号	(有)岡添組	岡添 九州男	児湯郡新富町大字新田9783	一般	とび・土工工事業	建設業法第29条の2第1項	平成19年2月 日
宮崎県知事許可(特-14)第492号				特定	土木工事業		平成19年2月 日
宮崎県知事許可(般-14)第11673号	(有)陶国産業	陶国 幸司	東諸県郡綾町大字南俣4353	一般	土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業	建設業法第29条の2第1項	平成19年2月 日

### 病院局公告

#### 落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。  
平成19年3月1日

県立宮崎病院長 豊 田 清 一

- 1 購入物品及び数量  
マルチスライスCT装置 一式
- 2 委託業務  
マルチスライスCT装置保守業務
- 3 契約に関する事務を担当する部局等  
県立宮崎病院医事課 宮崎市北高松町5番30号
- 4 落札者を決定した日  
平成18年12月27日
- 5 落札者の氏名及び住所  
東芝メディカルシステムズ株式会社 栃木県大田原市下石上1385番地
- 6 落札金額  
128,100,000円
- 7 一般競争入札の公告を行った日  
平成18年11月16日

#### 落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。  
平成19年3月1日

県立延岡病院長 中 原 荘

- 1 購入物品及び数量  
循環器用X線診断装置 一式
- 2 委託業務  
循環器用X線診断装置保守業務
- 3 契約に関する事務を担当する部局等  
県立延岡病院医事課 延岡市新小路2丁目1番地10
- 4 落札者を決定した日  
平成18年12月26日
- 5 落札者の氏名及び住所  
東芝メディカルシステムズ株式会社 栃木県大田原市下石上1385番地
- 6 落札金額

177,975,000円

- 7 一般競争入札の公告を行った日  
平成18年11月16日

### 正 誤

平成17年8月22日付け県公報(第1703号)中

ページ	段	行	誤	正
2	右	54	えびの市大字原田	えびの市大字上江